広報 かみいた

No.264
2020.6

「密閉、密集、密接しない！」
「マスクをつけて、
手洗いうがいを徹底！」
「ストレスをためず
栄養、睡眠をしっかりと！」

表彰　2
特別定額給付金について　2
マイキーＩＤの設定支援について　3
献血バスがまいります！　9
町営住宅入居者募集　22
大型ごみの「ふれあい回収」について　23
防災ＢＯＸ設置のお知らせ　26

（写真）かきじいからのお願い

〈上板町の人口〉住民基本台帳登録人口　令和２年４月末現在　○世帯数／4,929世帯　○人口／男5,686人／女6,170人／計11,856人

瑞宝双光章受章

山本芳生氏

令和2年4月29日付けで、瑞宝双光章を受章されました。

氏は、日本郵政公社で長年従事され、特定郵便局長を努められました。

それらの功績が認められ、今回の栄えある受章となりました。

氏の受章を称えるとともに、今後益々のご健康とご活躍をお祈りいたします。

特別定額給付金について

【目的】

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金給付事業が行われています。

【給付対象者】

令和2年4月27日現在で上板町の住民基本台帳に記録されている者

【給付額】

1人あたり10万円

【申請・受給権者】

住民基本台帳上の世帯主

【申請方法】

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から①郵送申請方式②オンライン申請方式の非接触型の申請方法で行います。

詳しい申請方法は、世帯主の方宛てにお送りしています申請書類や、総務省・町のホームページをご覧ください。

【申請期限】

令和2年8月20日（木）（消印有効）

【給付方法】

申請書の給付決定をしてから2週間以内に口座へ振込します。

なお、決定通知は発行しません。

【お問い合わせ】

●総務省コールセンター

0120-260020　9時～18時30分

●上板町役場特別定額給付金係（総務課内）

☎694-6366（8月31日まで）9時～17時（土・日・祝日を除く）

お掛け間違えのないよう十分にご注意ください。

■特別定額給付金をかたった詐欺にご注意ください。

現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることや、手数料の振込みを求めることは絶対にありません。

マイナンバー通知カードの廃止のお知らせ

法律により「通知カード（緑色の紙製のカード）」は令和2年5月25日で廃止されました。

廃止後は、以下の手続きが行えなくなりましたので、ご注意ください。

●通知カードの再発行

●通知カードへの氏名や住所などの記載変更

＊「通知カード」廃止後もマイナンバーに変更はありません。

また、廃止後は「通知カード」に記載されている氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き「通知カード」はマイナンバーを証明する書類として使用できます。

「通知カード」廃止後に、出生等により新たにマイナンバーが付番された方には、「通知カード」に代わって「個人番号通知書」が国から郵送されます。

「個人番号通知書」は、マイナンバーを証明する書類としては利用できないので、ご注意ください。マイナンバーを証明する書類が必要な場合、マイナンバーカードの取得またはマイナンバー入りの住民票の写し（1通300円）を取得していただくことになります。

お問い合わせ

上板町役場　住民人権課

☎694-6809

マイキーＩＤの設定支援を行っています

国は、令和2年度にマイナンバーカードを使用したポイント制度として、民間のキャッシュレス決済サービスを通じて「マイナポイント」を付与し、消費の活性化を図ることを予定しています。

そもそも マイナポイントとは？

❶ マイナンバーカードを取得し、
❷ カードでマイナポイントを予約した人を対象に、
❸ 選択したキャッシュレス決済サービスで買い物に使えるポイントを国が付与する仕組みです。

▼詳しくはこちら

国が実施する消費活性化策だよ！

どんな良いことがあるの？

キャッシュレスで２万円のチャージまたは買い物をすると、１人あたり上限 5,000 円分のマイナポイントがもらえる！

使いたいキャッシュレス決済サービスを自分で選べる！

マイナポイントのもらい方はこちら

どうしたらもらえるの？ 簡単3 Step!

Step 1 マイナンバーカードを準備しよう！

今すぐできる！

氏名 マイナ
住所 □□市△△町◇丁目○番地▽▽号
性別 女
年5月24日生 2025年 5月24日まで有効
□□市長 年 月 日
みほん

まだ持っていない方

すでに持っている方

すぐに マイナンバーカードを申請しよう！

取得には１ヶ月程度かかるよ。
今後は市区町村窓口が混雑することもあるから、早めの申請がおすすめ！

カードの申請方法について詳しくは裏側へ

POINT!
カードの申請時又は受取時に「電子証明書」を搭載してね

Step 2 マイナンバーカードを使ってマイナポイント予約

今すぐできる！

スマホアプリ又は PC から専用サイトにアクセスして
マイナンバーカードを読取り、マイナポイントを予約。
（予約によりマイキーＩＤが設定されます。既に設定した方はマイナポイント予約済です）
※PC からのご利用にはカードリーダが必要です。
※スマホはカード読取り対応機種に限ります。
予約者数が予算の上限に達した場合には、予約を締め切る可能性があります。

PC・スマホがない方は…
市区町村窓口、郵便局等でできます
※お住まいの市区町村にお問合せください。

▼予約方法について詳しくはこちら

Step 3 キャッシュレス決済サービスを選び申し込む

2020 年７月以降できる！

Step２同様に、スマホアプリ又は PC から専用サイトにアクセスして、キャッシュレス決済サービスを１つ選択し、マイナンバーカードを使って申し込む。

ここでもマイナンバーカードが必要です！

※キャッシュレス決済サービスの選択は 2020 年７月～ 2021 年３月末まで。

GOAL ２万円のチャージ等で 25,000 円分の買い物ができる！

2020 年９月から実施！

買い物には、マイナンバーカードを使わないよ！

上板町では、マイナポイントの利用に必要なマイキーＩＤの設定を支援する窓口を設置しています。

●設定支援場所　上板町役場　住民人権課　☎０８８－６９４－６８０９
●開設日時　月曜日～金曜日（土日・祝日を除く）の午前９時～午後５時（電話にて予約制）
●必要なもの　マイナンバーカード、
利用者署名用電子証明書の暗証番号（マイナンバーカード交付時に設定した数字4桁）

今月の納付期限について

税務課からのお知らせ

6月は町・県民税の納付月です。納期限は6月30日（火曜日）です。納期限内にお納めくださいますようお知らせします。

口座振替の方は、6月30日に引き落としいたしますので、残高のご確認をお願いします。

※転出・婚姻等、世帯状況に異動があった場合でも、自動的に解約とはなりませんのでご注意ください。

口座振替

■口座振替の手続き

通帳と通帳届出印を持参し、上板町内取扱金融機関窓口でお申し込み下さい。

■ご利用いただける町税（料）

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

■取扱金融機関

阿波銀行、徳島大正銀行、板野郡農協、ゆうちょ銀行

お問い合わせ

上板町役場　税務課
☎694－6807

国民健康保険加入者の方へ

令和2年度 特定健康診査のお知らせ

令和2年度の特定健康診査受診券は7月上旬発送予定となっております。

特定健康診査は、自覚症状がなく進行する糖尿病・高血圧等の生活習慣病を見つけるチャンスです。この機会にぜひ健診を受けてみませんか。

対象者

昭和20年10月1日～昭和56年3月31日生まれの上板町国民健康保険加入者

自己負担金

1、000円

受診券の有効期限

令和3年1月31日

⚠ 昭和20年10月1日～昭和21年3月31日生まれの方は、**受診券の有効期限が令和2年9月30日**となっております

受診方法

次の3つのうち、いずれかの方法で受診してください。

① 医療機関で受診

県内400か所以上の医療機関で特定健康診査を受診することができます。

詳しくは受診券に同封の県内実施機関一覧表をご覧ください。

② 上板町農村環境改善センターで受診（集団検診）

令和2年度　実施予定日
・令和2年10月23日（金）
　12月10日（木）
・令和3年1月15日（金）

③ 人間ドック・脳ドックで受診

上板町国民健康保険が実施する「人間ドック」「脳ドック」、JAが実施する「人間ドック」を受診する際に、医療機関へ受診券を提出してください。

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、受診券の送付時期や受診期間が変更となる可能性があります。

■お問い合わせ

上板町役場　税務課国民健康保険係
☎694－6807

心電図検査・貧血検査を追加しました！（全員無料）

令和2年度 後期高齢者健康診査のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入されている方を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防のため、健康診査を実施します。

「健康診査受診券」が届いた方は、必ず受診しましょう。

対象者

※長期入院、施設入所等の方は、健康診査の対象にはなりません。

1 申込みしなくても受診券が届く方

① 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの新規加入者（75歳になった方など）

※令和2年10月1日以降に後期高齢者医療制度に加入予定の方は、加入前の健康保険の特定健診を受診してください（市町村国保の場合は、受診券の有効期限が9月末までとなりますので、有効期限内に受診してください）。

② 令和元年度に後期高齢者健康診査受診券で健診を受診された方

※広域連合が受診を確認できた方に限ります。

③ 生活習慣病と診断されていない方

※生活習慣病とは、生活習慣が発症原因に深く関わっていると考えられる病気で、糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症、虚血性心疾患、その他心疾患、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、脳動脈硬化、その他脳血管疾患、動脈硬化等があります。

2 申込みにより受診券が届く方

上記①②③以外の方で受診を希望する方

※生活習慣病と診断されている方でも、申込みにより健診を受診できます。

【申込期間】 6月初旬から12月中旬まで

【申 込 先】 上板町役場税務課窓口に備付けの健康診査申込書でお申し込みください。

受診券送付時期

6月中旬から12月中旬まで（加入時期や申込時期に応じて送付）

受診費用

無料

受診期間

「健康診査受診券」を受け取られたときから令和2年12月末まで

健診項目

身体計測、血圧測定、血液検査（貧血検査含む）、尿検査、心電図検査、眼底検査

※市町村国保の特定健診と同じ項目です。

※眼底検査は、医師の判断により検査が必要な方のみ実施します。

※がん検診は、お住まいの市町村へお問い合わせください。

予約

受診する医療機関に事前予約が必要

持参するもの

健康診査受診券・後期高齢者の質問票（受診券に同封しています）・被保険者証

後期高齢者医療制度健康診査に関するお問い合わせ

■ 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
徳島市川内町平石若松78番地1
☎088-677-3666

■ 上板町役場　税務課　☎694-6807

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方※は、申請により１年間、町税の徴収の猶予を受けることができます。

○ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

（注）猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

※対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、事業等に係る**収入が前年同期に比べて概ね20％以上減少**していること。

② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

（注）「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる町税

- 令和２年２月１日から同３年１月31日までに納期限が到来する町県民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、及び法人町民税の税目が対象になります。
- これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の町税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請の手続等

◎提出いただく書類

以下①②の書類を町（税務課）へ提出してください。
（郵送による提出も可能です。）

① 徴収猶予申請書

② 収入や現金及び預貯金の状況が分かる書類（売上帳、預貯金通帳、給与明細書等）の写し

※②の書類の提出が難しい場合は、予めご相談ください。

注）申請の期限
関係法令の施行から２か月後（令和２年６月30日）又は納期限（納期限が延長された場合は、延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

注）猶予の許可又は不許可
提出された書類の内容を審査結果、猶予申請の許可・不許可を通知します。

猶予期間等

- 猶予期間は、納期限から最大１年間です。
- 猶予期間内において分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付することも可能です。

お問い合わせ・申請先

上板町役場　税務課　☎694－6807

〒771－1392
徳島県板野郡上板町七條字経塚42番地

事業者・農業者の皆さまへ

持続化給付金に関するお知らせ

持続化給付金とは

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給　付　額

法人は 200 万円、個人事業者は 100 万円まで
※ただし、昨年 1 年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50％月の売上 ×12 ヶ月）
※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

給　付　対　象

◆新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50％以上減少している者。

◆資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者（農業者を含む）**を広く対象とします。
また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

申請期間・方法

●**申請期間：**令和2年5月1日から令和3年1月15日までとなります。
※電子申請の送信完了の締め切りが、令和3年1月15日の24時までとなります。

●**申請方法：**持続化給付金の申請用ＨＰ（https://jizokuka-kyufu.jp）からの電子申請。

お問い合わせ

■中小企業金融・給付金相談窓口
0570－783183（平日・休日9:00～17:00）

■上板町役場　産業課　☎694－6806

子育て世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し臨時特別の給付金（一時金）を支給します。**支給額は対象児童1人につき1万円です。**

児童手当登録銀行口座へ振り込みを行います。申請は不要ですが、支給を辞退される場合は届出書が必要になりますので、お問い合わせください。

■支給対象者

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の支給を受ける方

■対象児童

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の対象となっている方

■支給予定日

令和2年6月15日（月）

※公務員の方は、申請書を福祉保健課に提出された後、随時支給を行います。

お問い合わせ

上板町役場　福祉保健課
☎694－6810

児童手当現況届のお知らせ

児童手当を受給されている方は、毎年6月1日時点における状況について、現況届を提出いただくことになります。現況届がお手元に届きましたら、必要事項を記入のうえ、返信用封筒にて福祉保健課までご提出ください。現況届の提出がない場合、6月分以降の児童手当が受給できなくなります。また、令和2年10月に予定している手当の支払いが遅れることがありますのでご注意ください。

※新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、今年度は郵送での手続きとなります。

お問い合わせ

上板町役場　福祉保健課
☎694－6810

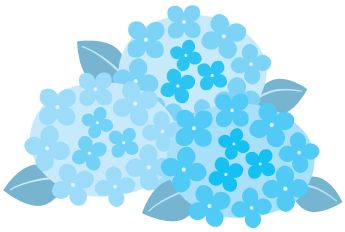

配食サービス事業のお知らせ

食事の調理が困難な高齢者等に対して、町が委託した事業者が夕食を自宅まで配達し、安否確認を行います。

本事業の利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する方です。

① おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者
② 世帯の構成員全員がおおむね65歳以上の高齢者世帯
※①、②について、同一敷地内で親族等が居住している場合は該当しません。
③ ホームヘルパー派遣世帯等で町長が必要と認めた方
④ 一人暮らし又はそれに準ずる世帯で身体障がい者手帳を有している方
⑤ その他、高齢者サービス調整チームで適当と認められた方

【利用者の費用負担】

1回　400円

【利用回数】

月曜日から土曜日までの週6回以内
（祝祭日、年末年始は変更する場合があります。）

【手続き方法】

上板町地域包括支援センター職員が自宅を訪問し、状況確認を行い、申請手続きを行います。

お問い合わせ

上板町役場　福祉保健課
☎694－6810
上板町地域包括支援センター
☎694－5597

献血バスがまいります！

わずか40分で助かる命があります。
献血が貴い命を救います。
ご協力お願いいたします。

400mL献血をお願いしております。
男女ともに50kg以上の方が対象になります。

令和2年6月18日（木）

場所　**上板町農村環境改善センター**
受付：農事研修室

時間　**9:30～13:30**

●主催　**上板町**
●協賛　**上板ライオンズクラブ**

☆協力いただいた方には、
上板ライオンズクラブより
記念品をプレゼント！

※新型コロナウイルスの感染拡大状況により、中止させていただく場合があります。
その際は、防災無線にてお知らせします。

お知らせ

●複数の降圧剤を服用している場合においても献血可能となりました。
ただし、血圧値が安定している方に限ります。
●通風・高尿酸血症治療薬の一部を除くお薬が当日服薬されていても献血可能となりました。
※なお、詳細につきましては、血液センターに確認のご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

年齢　**男性 17～*69歳・女性 18～*69歳**
〔＊65歳以上の方については、献血される方の健康を考え、60～64歳までの間に献血経験がある方に限ります。〕
体重　**男・女ともに 50kg以上の方が献血可能です。**
● 検診医の判断により、ご遠慮していただくことがあります。

☆☆ ご自身の健康管理にぜひ献血を役立ててください ☆☆

献血にご協力をいただいた方には、血液型のほかに15項目の血液検査（肝機能・コレステロール・糖尿病関連等）の結果がお送りできます！

■お問い合わせ
徳島県赤十字血液センター　☎ 088－631－3200

介護保険からのお知らせ

●介護保険は「介護の問題」や「老後の不安」を解消するために、社会全体で支えあう制度です。40 歳以上の人が被保険者となって保険料を納め、介護が必要となったときに介護保険のサービスを利用できる制度です。
●介護保険は国や県、町が負担する「公費」とみなさんが納める介護保険料を財源として運営されています。

保険給付分（利用者負担を除く）		
公費（国、県、町負担分）50%	**第１号被保険者** 23%（65歳以上の方の保険料）	**第２号被保険者** 27%（40歳から64歳の方の保険料）

※第 2 号被保険者の保険料は医療保険料と一体的に徴収されています。

● 第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料について

介護保険料は 3 年度ごとに見直すこととされており、今後 3 年間の高齢者の増加や要支援・要介護認定者の増加に伴う介護サービス費や地域支援事業費等に必要な介護保険給付費用を推計し、算定しております。

その結果、平成 30 年度から 3 年間の第 7 期介護保険料の基準額を月額 6,360 円とさせていただきました。この基準額をもとに所得に応じて保険料をご負担いただくことになりますので、被保険者の皆様のご理解よろしくお願いします。

● 介護保険料の納め方

特別徴収（年金天引き）の方は自動的に年金から天引きされます。

前年度から継続して特別徴収の場合、4 月、6 月、8 月は仮徴収となり前年度保険料を元に仮に算定された保険料を天引きさせていただいています。6 月に確定した年額保険料から仮徴収分を引いた金額を 10 月以降の年金で分けて天引きさせていただきます。

介護保険料普通徴収（納付書払い）の方へ

今月は介護保険料第 1 期分の納期になっています。
納付書が届きましたら、納期限内にお納めくださいますようお願いします。
口座振替の方は、納期限日に引き落としをしますので、残高の確認をお願いします。
なお、令和 2 年度介護保険料普通徴収分の納期は下記の通りとなっておりますので、あわせてご確認ください。

令和２年度 介護保険料普通徴収 納期限一覧

納　期	第１期	第２期	第３期	第４期	第５期	第６期
納期限	令和２年 ６月30日	7月31日	8月31日	11月２日	12月25日	令和３年 ３月１日

※一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源です。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

介護保険制度について

介護保険の被保険者

介護保険の被保険者は、65 歳以上の方（第 1 号被保険者）と、40 歳から 64 歳までの医療保険加入者（第 2 号被保険者）に分けられます。第 1 号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。また、第 2 号被保険者は、加齢に伴う疾病（特定疾病）が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。

	65歳以上の方（第１号被保険者）	40歳から64歳の方（第２号被保険者）
対　象　者	65歳以上の方	40歳以上65歳未満の健保組合、全国健康保険協会、市町村国保などの医療保険加入者 （40歳になれば自動的に資格を取得し、65歳になるときに自動的に第１号被保険者に切り替わります。）
受　給　要　件	・要介護状態 ・要支援状態	・要介護（要支援）状態が、老化に起因する疾病（特定疾病）による場合に限定。
保険料の徴収方法	・市町村が徴収（原則、年金からの天引き） ・65歳になった月から徴収開始	・医療保険料と一体的に徴収 ・40歳になった月から徴収開始

地域包括支援センターとは

1．地域の人々の健康、安心、暮らしを支援します

地域の高齢者が健康で安心して暮らせるように、保健・医療・福祉の面から総合的に支援するための機関です。市区町村や、市区町村が委託する組織により公的に運営されており、市区町村に１つ以上設置されています。

介護についての不安や悩みについて、安心して相談することができ、相談・支援は無料です。

2．高齢の家族の生活に関することや介護のこと、仕事との両立の悩みなど幅広く対応しています

地域包括支援センターには、医療、福祉、介護の専門家である保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどのスタッフがいます。得意分野を生かして連携を取りながら、相談の内容に応じて、制度の概要の説明や相談窓口の紹介など、具体的な解決策の提案をします。また、必要であれば介護サービスや、さまざまな支援が受けられるよう、手続きを手伝ってくれます。

地域の高齢者の健康づくりや高齢者の権利を守ること、暮らしやすい地域づくりなども地域包括支援センターの役割です。

＊ご自身やご家族の介護のことで不安なことがあれば、上板町地域包括支援センターにご相談ください。（☎694－5597）

介護サービスの利用のしかた

ご自身やご家族に介護が必要になった場合、介護サービスを利用するには要介護（要支援）認定を受けることが必要です。具体的な手続きの流れは以下のようになります。

①申請する

介護サービスの利用を希望する方は、福祉保健課の窓口で「要介護（要支援）認定」の申請をします（地域包括支援センターなどで手続きを代行している場合があります）。また、申請の際、第１号被保険者は「介護保険の被保険者証」、第２号被保険者は、「医療保険の被保険者証」が必要です。

②要介護認定の調査、判定などが行われます

■認定調査・主治医意見書

上板町の認定調査員がご自宅を訪問し、心身の状況について本人やご家族から聞き取りなどの調査を行います。調査の内容は全国共通です。また、町から直接、主治医（かかりつけ医）に医学的見地から、心身の状況について意見書を作成してもらいます（町から直接依頼）。

■審査・判定

認定調査の結果と主治医の意見書をもとに、保険・福祉・医療の学識経験者による「介護認定審査会」で審査し、どのくらいの介護が必要か判定します。要介護度は要介護１～５または要支援１、２のいずれかとなります。

また、第２号被保険者は要介護（要支援）状態に該当し、その状態が「特定疾病」によって生じた場合に認定されます。

③認定結果が通知されます

原則として申請から30日以内に、上板町から認定結果が通知されます。

④ケアプランを作成します

要介護１～５と認定された方は、在宅で介護サービスを利用する場合、居宅介護支援事業所と契約し、その事業者のケアマネジャーに依頼して、利用するサービスを決め、介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらいます。施設へ入所を希望する場合は、希望する施設に直接申し込みます。要支援１・２と認定された方は、上板町地域包括支援センターで担当職員が介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成します。

⑤サービスを利用します

サービス事業者に「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」を提示して、ケアプランに基づいた居宅サービスや施設サービスを利用します。ケアプランに基づいた利用者負担は、合計所得金額等に応じ、費用の１割から３割負担となります。※第２号被保険者は、所得に関わらず１割負担。

ご利用できる主な介護サービスについて

◎自宅で利用するサービス

・訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスです。

・訪問看護

自宅で療養生活が送れるよう、看護師が医師の指示のもとで、健康チェック、療養上の世話などを行うサービスです。

・福祉用具貸与

日常生活や介護に役立つ福祉用具（車いす、ベッドなど）のレンタルができるサービスです。

◎日帰りで施設等を利用するサービス

・通所介護（デイサービス）

食事や入浴などの支援や、心身の機能を維持・向上するための機能訓練、口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。

・通所リハビリテーション（デイケア）

施設や病院などにおいて、日常生活の自立を助けるために理学療法士、作業療法士などがリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。

◎宿泊するサービス

・短期入所生活介護（ショートステイ）

施設などに短期間宿泊して、食事や入浴などの支援や、心身の機能を維持・向上するための機能訓練の支援などを行うサービスです。家族の介護負担軽減を図ることができます。

◎居住系サービス

・特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者が、日常生活上の支援や介護サービスを利用できます。

◎施設系サービス

・特別養護老人ホーム

常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの介護を一体的に提供します。（※原則要介護３以上が対象）

● お問い合わせ ●　上板町役場　福祉保健課　☎６９４－６８１０

保健師からのお知らせです

1．「頸部超音波検査」受診者募集について

■実 施 日　令和２年７月７日（火）
■実施時間　13時30分～16時30分（時間予約制）
■受付場所　上板町農村環境改善センター　１階農事研修室

検診項目	対象者	検診内容	自己負担金
頸部超音波検査	20歳以上	超音波検査で頸部（頸動脈、甲状腺）をみます。	3,300円

■申 し 込 み　６月15日（月）から先着順に受付し、募集人数（24人）に達し次第締め切ります。
■申し込み先　上板町役場 福祉保健課・保健師まで（☎694－6810）にて申し込みください。
＊申し込まれた方には問診票を送付します。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、日程を変更または中止させていただく場合があります。ご了承ください。

2．各種集団健康診査の日程変更について

広報かみいた５月号に掲載しておりました各種健康診査について、一部集団検診の日程および受付時間を下記のとおり変更させていただきます。ご了承ください。

検診名	変更前	変更後
乳がん検診・骨粗しょう症検診	11/24(火) 9:00～11:30	11/24(火) 13:30～16:30
各種集団がん検診(胃がん･大腸がん･肺がん)	11/27(金) 8:30～10:00	11/25(水) 8:30～10:00

3．徳島大学病院よりお知らせ

一度失われた健康な腎臓の機能は二度と回復できないことを知っていますか?

• 福祉保健課より •　～取り外してご利用ください～

令和２年度
保存版

県内広域医療機関
子宮頸がん検診・乳がん検診・胃内視鏡検診のご案内

１．子宮頸がん検診・乳がん検診

検診名	子宮頸がん検診	乳がん検診
対象者	２０歳以上の女性 （２年に１回の受診間隔）	４０歳以上の女性 （２年に１回の受診間隔）
自己負担金	１，２００円	１，５００円
検診期間	令和２年６月１日～令和３年３月３１日（医療機関の診療時間内）	
受診方法・注意点	①受診間隔は２年に１回です。 受診を希望する方は、必ず役場福祉保健課までご連絡ください。 **（直接、医療機関を受診しても問診票がないと検診はできません。）** ②該当する方に問診票を送ります。 その問診票を記入し、医療機関を予約してから受診してください。	
結果通知	後日、受診した医療機関から本人様宛に結果が届きます。	
医療機関	14ページ、15ページの委託医療機関一覧をご覧ください。	

２．胃内視鏡検診

検診名	胃内視鏡検診
対象者	５０歳以上の方（２年に１回の受診間隔）
自己負担金	４，１００円（医療機関でお支払いください。）
検診期間	令和２年６月１日～令和３年３月３１日（医療機関の診療時間内）
受診方法・注意点	①受診間隔は２年に１回です。 受診を希望する方は、必ず役場福祉保健課までご連絡ください。 **（直接、医療機関を受診しても問診票がないと検診はできません。）** ②今回の検診は、胃内視鏡検診です。 同一年度に胃エックス線検査（バリウム）と併用はできません。 ③該当する方には、問診票・同意書・検診結果通知書をお渡しいたします。 その問診票を記入し、同意書と検診結果通知書を持参して医療機関を受診してください。また、健康保険証も持参してください。
結果通知	後日、受診した医療機関より本人様宛に結果が届きます。
医療機関	16ページの委託医療機関一覧をご覧ください。

● お申し込み・お問い合わせ ●　上板町役場　福祉保健課・保健師　☎６９４－６８１０

令和２年度 子宮頸がん検診 委託医療機関一覧

市町村	医療機関名	所在地	電話番号
上板町	東）野田医院	板野郡上板町鍛冶屋原字妙楽寺15－1	088－694－2008
徳島市	伊月健診クリニック	徳島市東船場町1－8	088－653－2315
	沖の州病院	徳島市城東町1丁目8番8号	088－622－7111
	梶産婦人科	徳島市寺島本町東2丁目22番地2	088－622－1680
	蕙愛レディースクリニック	徳島市佐古三番町4－6	088－653－1201
	国府藤田産婦人科	徳島市国府町中171番地の4	088－642－1026
	しんくら女性クリニック	徳島市新蔵町3丁目59番地	088－602－2088
	祖川産婦人科クリニック	徳島市北田宮3丁目5－65	088－633－1133
	田中産婦人科	徳島市栄町4－18	088－622－9688
	徳島検診クリニック	徳島市南田宮4丁目8番56号	088－632－9111
	徳島平成病院	徳島市伊賀町3丁目19番地の2	088－623－8624
	冨岡医院	徳島市国府町日開973の1	088－642－8111
	春名産婦人科医院	徳島市南二軒屋町1－2－55	088－652－2538
	平尾レディースクリニック	徳島市西須賀町下中須85－7	088－669－6366
	美馬とし子レディースクリニック	徳島市栄町2丁目15	088－653－1912
	メイプルクリニック高橋産婦人科	徳島市福島2丁目2－8	088－652－7077
	山城公園レディースクリニック	徳島市山城西3丁目26	088－676－3370
	吉田医院	徳島市新内町1－18	088－625－3065
	(公財)とくしま未来健康づくり機構 (徳島県総合健診センター) ＊人間ドック受診に限り可	徳島市蔵本町1丁目10番地3	088－633－2266
鳴門市	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番	088－683－0011
	だいとうレディースクリニック	鳴門市撫養町大桑島字北浜71	088－683－1588
	レディースクリニック兼松産婦人科	鳴門市撫養町南浜字東浜601番地	088－685－1103
松茂町	浦田病院	板野郡松茂町広島字南ハリ13	088－699－2921
北島町	ルナウィメンズクリニック	板野郡北島町中村字城屋敷19－13	088－697－2322
藍住町	中山産婦人科	板野郡藍住町東中富字長江傍示5－6	088－692－0333
	秦産婦人科内科	板野郡藍住町徳命字元村140－2	088－692－5758
石井町	遠藤産婦人科	名西郡石井町石井字石井513－1	088－674－6818
	手束病院	名西郡石井町石井字石井434－1	088－674－0024
	なかたに産婦人科	名西郡石井町石井字石井554－7	088－674－1295
小松島市	住吉レディースクリニック	小松島市南小松島町8－3	0885－32－0836
阿南市	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6－1	0884－28－7777
	木下産婦人科内科医院	阿南市学原町上水田11－7	0884－23－3600
	森本内科胃腸科	阿南市富岡町あ石16番地1	0884－23－1002
吉野川市	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883－26－2222
阿波市	徳島県農村健康管理センター	阿波市阿波町平川原北59-1	0883－36－6611
つるぎ町	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中薮234－1	0883－64－3145
美馬市	西条産婦人科	美馬市脇町字西赤谷204番地	0883－52－2002
	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130番地3	0883－52－1095
三好市	田岡医院	三好市池田町シマ934－6	0883－72－5551
	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815－2	0883－72－1131
牟岐町	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町大字中村字杉谷266	0884－72－1166

令和２年度 乳がん検診 委託医療機関一覧

（1）個別検診

市町村	医療機関名	所在地	電話番号
徳島市	伊月健診クリニック	徳島市東船場1丁目8番地	088－653－2315
	稲山病院	徳島市南田宮4丁目3－9	088－631－1515
	沖の洲病院	徳島市城東町1丁目8番8号	088－622－7111
	木下病院	徳島市南末広町4－70	088－622－7700
	(公財)とくしま未来健康づくり機構 (徳島県総合健診センター)	徳島市蔵本町1丁目10番地3	088－633－2266
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2番地2	088－622－7788
	たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56番地1	088－642－5050
	寺沢病院	徳島市津田西町1丁目2番30号	088－662－5311
	徳島クリニック	徳島市昭和町1丁目16番地	088－622－7712
	徳島検診クリニック	徳島市南田宮4丁目8番地56号	088－632－9111
	徳島健生病院	徳島市下助任町4丁目9番地	088－622－7771
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34番地	088－622－5121
	徳島平成病院	徳島市伊賀町3丁目19－2	088－623－8624
	水の都記念病院	徳島市北島田町1丁目46番11	088－632－9299
	むくの木クリニック	徳島市国府町東高輪353－1	088－624－7575
鳴門市	兼松病院	鳴門市撫養町斎田字大堤54番地	088－685－4537
	だいとうレディースクリニック	鳴門市撫養町大桑島字北浜71	088－683－1588
	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番	088－683－0011
石井町	手束病院	名西郡石井町石井字石井434－1	088－674－0024
吉野川市	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883－26－2222
松茂町	井上医院	板野郡松茂町広島字南ノ川49番地12	088－699－8070
阿波市	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190番地1	0883－36－5151
	徳島県農村健康管理センター	阿波市阿波町平川原北59－1	0883－36－6611
美馬市	成田病院	美馬市脇町字拝原2576番地	0883－52－1258
	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130－3	0883－52－1095
小松島市	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885－32－2555
阿南市	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	0884－28－7777
	岩城クリニック	阿南市学原町上水田11番地1	0884－23－5858
勝浦町	国民健康保険勝浦病院	勝浦郡勝浦町大字棚野字竹田13－2	0885－42－2555
東みよし町	三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂1883番地の4	0883－82－3700
三好市	三野田中病院	三好市三野町芝生1242番地6	0883－77－2300

（2）東徳島医療センター（板野町）

６月５日(金)～１２月２５日(金)まで乳がん検診を実施します。（７月、10月を除く。）
・検診日は金曜日の午後です。（１日10名まで）
・検診は予約制です。(月)～(金)の午後１時～３時まで電話予約を受け付けています。
・予約先：東徳島医療センター　☎０８８－６７２－１１７１

（3）集団検診日程（場所：上板町農村環境改善センター）

月　日	時　間	定員	予　約　受　付
8月29日(土)	9時00分～11時30分	24名	7月13日(月)～募集開始予定
11月24日(火)	13時30分～16時30分	24名	10月12日(月)～募集開始予定
12月10日(木)	13時30分～16時30分	24名	

● 集団検診予約先 ●
上板町役場　福祉保健課
☎６９４－６８１０

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、日程を変更または中止させていただく場合があります。

令和２年度 胃内視鏡検診 委託医療機関一覧

市町村	医療機関名	所在地	電話番号
上板町	井関クリニック	板野郡上板町椎本字椎ノ宮314－1	088－637－6066
徳島市	こかわ医院	徳島市寺島本町西1丁目15	088－622－2125
	日比野病院	徳島市寺島本町東2－14	088－654－5505
	伊月病院	徳島市徳島町2丁目54番地	088－622－1117
	沖の洲病院	徳島市城東町1丁目8番8号	088－622－7111
	徳島クリニック	徳島市昭和町1－16	088－653－6487
	伊月健診クリニック	徳島市東船場町1－8	088－653－2315
	関内科・消化器科	徳島市仲之町4－5	088－652－8739
	鶴岡内科胃腸内科	徳島市北田宮3丁目1－7－2	088－602－7123
	徳島検診クリニック	徳島市南田宮4丁目8番56号	088－632－9111
	片岡内科消化器クリニック	徳島市佐古五番町11－17	088－611－1251
	(公財)とくしま未来健康づくり機構 (徳島県総合健診センター)	徳島市蔵本町1丁目10番地3	088－633－2266
	おかむら内科クリニック	徳島市庄町1丁目27－1	088－678－7505
	水の都記念病院	徳島市北島田町1丁目46番11	088－632－9299
	虹の橋病院	徳島市中島田町3丁目60－1	088－633－0800
	たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56番地1	088－642－5050
	新居内科	徳島市国府町南岩延810－1	088－642－1212
	むくの木クリニック	徳島市国府町東高輪353－1	088－624－7575
	中井医院	徳島市南二軒屋町1丁目2－8	088－652－6655
	徳島内科消化器科クリニック	徳島市西須賀町東開 34	088－669－6888
	美馬内科クリニック	徳島市大原町千代ヶ丸127－1	088－677－5171
	中瀬病院	徳島市応神町古川字戎子野97－1	088－665－0819
	大塚外科内科	徳島市川内町平石住吉317－4	088－665－7722
	ほとり内科	徳島市川内町大松802－3	088－666－3830
	高岡消化器内科	徳島市福島2丁目5－2	088－652－9528
	松永病院	徳島市南庄町4丁目63－1	088－632－3328
	松村内科・胃腸科	徳島市北佐古二番町5－19	088－631－3311
	いもと内科クリニック	徳島市八万町犬山232番地1	088－678－2338
鳴門市	兼松病院	鳴門市撫養町斎田字大堤54番地	088－685－4537
	沢内科胃腸科	鳴門市瀬戸町明神字鳴谷121	088－688－0611
松茂町	春藤内科胃腸科	板野郡松茂町広島字南ノ川32－1	088－699－3777
北島町	越智内科胃腸科	板野郡北島町鯛浜字原51－1	088－698－3111
藍住町	近藤外科内科	板野郡藍住町徳命字前須東13－1	088－693－1188
石井町	石井虹の橋クリニック	名西郡石井町石井字石井231－1	088－674－2311
	川原内科外科	名西郡石井町高川原字天神712－1	088－675－0015
	田中医院	名西郡石井町浦庄字下浦689－1	088－674－6181
吉野川市	木村内科胃腸科	吉野川市鴨島町西麻植字絵馬堂61	0883－24－6413
阿波市	徳島県農村健康管理センター	阿波市阿波町平川原北59－1	0883－36－6611
小松島市	藤野医院	小松島市坂野町字平田18－2	0885－38－1636
	江藤病院	小松島市大林町字北浦21－1	0885－37－1559
	マスカット内科循環器科クリニック	小松島市横須町11－53	0885－33－1100
阿南市	和田胃腸科内科医院	阿南市西路見町元村7－7	0884－23－1241
	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	0884－28－7777
那賀町	那賀町立上那賀病院	那賀郡那賀町小浜137番地1	0884－66－0211
つるぎ町	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中薮234－1	0883－64－3145
三好市	三好市国民健康保険市立三野病院	三好市三野町芝生1270－30	0883－77－2323

6月　保健行事予定表

Ⅰ　健康相談・健康教育

月／日	時　　間	場　　所	内　　容	担　　当
6／2	10：00～11：30	農村環境改善センター	個別健康相談・健康教育	保健師・理学療法士
7／7	10：00～11：30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師

Ⅱ　乳幼児健康診査

1歳6か月児健康診査

月／日	受付時間	場　　所	内　　容	該当者
6／11	13：00～13：20	農村環境改善センター	問診、内科・歯科診察、身体測定、聴力検査、発達・育児・歯科・栄養相談	平成30年6月1日～平成30年8月31日生

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、日程を変更又は中止させていただく場合があります。その際は、電話や個別通知等でご連絡させていただきます。

令和2年6・7月分〈6/1～7/10まで〉 在宅当番医

市外局番は（088）です。

■担当時間■　平日 18：00～22：00　休日 9：00～22：00

6月	1(月)	上板整形外科クリニック	637－6600
	2(火)	川原眼科	694－8388
	3(水)	浦田病院	699－2921
	4(木)	芳川病院	699－5355
	5(金)	井上医院	699－8070
	6(土)	香川内科	692－9770
	7(日)	北島こどもクリニック	697－2221
	8(月)	春藤内科胃腸科	699－3777
	9(火)	谷口耳鼻咽喉科クリニック	699－2787
	10(水)	かまだ眼科	678－8585
	11(木)	新居内科	698－8808
	12(金)	有住内科クリニック	698－8655
	13(土)	森本医院	641－4141
	14(日)	つかさクリニック	697－2323
	15(月)	堀口整形外科	698－5111
	16(火)	藤本クリニック	698－0303
	17(水)	越智内科胃腸科	698－3111
	18(木)	平野内科	698－8060
	19(金)	山田外科内科	698－5500
	20(土)	中川整形外科	641－2288
6月	21(日)	中村耳鼻咽喉科クリニック	697－3213
	22(月)	吉野川病院	698－6111
	23(火)	片山医院	698－2625
	24(水)	高田整形外科	698－8689
	25(木)	田根内科胃腸科	698－0123
	26(金)	いのもと眼科内科	698－8887
	27(土)	稲次病院	692－5757
	28(日)	健生きたじまクリニック	698－9629
	29(月)	北島こどもクリニック	697－2221
	30(火)	つかさクリニック	697－2323
7月	1(水)	中村耳鼻咽喉科クリニック	697－3213
	2(木)	健生きたじまクリニック	698－9629
	3(金)	こまつばら整形外科	698－5108
	4(土)	浜病院	692－2317
	5(日)	こまつばら整形外科	698－5108
	6(月)	ルナウイメンズクリニック	697－2322
	7(火)	きたじま皮フ科	678－7010
	8(水)	くぼ小児科クリニック	678－7141
	9(木)	香川内科	692－9770
	10(金)	森本医院	641－4141

担当時間以外の深夜の救急

きたじま田岡病院	698－1234	全日対応ですが、要確認
稲次病院	692－5757	水曜日、土曜日は受診前に要確認
東徳島医療センター	672－1171	対応日は確認してください

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

病児保育事業のご案内

お子さんが病気中や病気の回復期にあって、かつ保護者が就労しているなどの理由で家庭で保育ができないときに、お子さんを一時的に預かる事業です。

利用対象者　徳島市、小松島市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町の乳児・幼児又は小学校に就学している児童。※徳島赤十字乳児院については、乳児・幼児のみ利用可能です。

実施施設　お住まいの市町村に関係なく、次のどの実施施設でも利用することができます。

施設名		所在地・電話番号	受入定員	利用できる日時
徳島市	藤岡小児クリニック	徳島市昭和町8丁目66 ☎088-622-0012	それぞれ6人	●月～金曜日　8:30～18:00 ●土曜日　8:30～17:00 ※日曜日、祝日及び8月12日～8月15日 12月29日～1月3日は除きます。
	田山チャイルドクリニック	徳島市北矢三町3丁目3-41 ☎088-633-2055		
	愛育小児科	徳島市国府町桜間字登々路8-1 ☎088-635-2299		
	えもとこどもクリニック	徳島市北沖洲3丁目1-24 ☎088-664-8580		
	ひなたクリニック	徳島市応神町古川字戎子野81番4 ☎088-678-5461		
	末広ひなたクリニック	徳島市末広2丁目1-111 ☎088-624-8660		
小松島市	徳島赤十字乳児院	小松島市中田町字新開2-2 ☎0885-32-0555	3人	●月～金曜日　7:30～18:30 ●土曜日　8:30～16:30 ※日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は除きます。
石井町	伊勢内科小児科	名西郡石井町石井字石井726-7 ☎080-6391-9523	9人	●月～土曜日　8:30～18:00 ※日曜日、祝日及び年末年始は除きます。
北島町	北島こどもクリニック	板野郡北島町中村字東堤ノ内19-1 ☎088-697-2281 (8:00～9:00) ☎088-697-2221 (9:00～)	6人	●月～金曜日　8:30～18:00 ●土曜日　8:30～17:00 ※日曜日、祝日、休診日及び12月29日～1月3日は除きます。
藍住町	富本小児科内科	板野郡藍住町東中富字東傍示11-4 ☎088-678-2111	6人	●月～金曜日　8:30～18:00 ●土曜日(前日予約のみ)　8:30～12:30 ※日曜日、祝日及び休診日は除きます。

■対象となる病気

かぜ、消化不良症（多症候性下痢）などの子どもが日常かかる疾患や、はしか、水ぼうそう、風しんなどの感染性疾患、喘息などの慢性疾患及び骨折などの外傷性疾患など。

※当面の症状の急変は認められないが、「病気の回復期に至っていない」または「回復期であっても集団保育は困難である」と認められるもの。
※徳島赤十字乳児院は医療機関ではないため、はしか、百日ぜき、インフルエンザなどの強い感染性疾患のお子さまはお預かりできません。

■利用期間

集団保育が困難で、かつ保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由でやむを得ず家庭で保育ができない期間。

■利用料金　1人当たりの日額　1,800円

※生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は無料、市町村民税が均等割のみ課税の世帯は900円となります。
※利用料は、父母及び同一世帯者の課税により算出します（4～8月は前年度、9～3月は現年度で利用料を決定）。課税状況が確認できない場合は、一旦1,800円をお支払いいただき、課税証明書の提出をもって払い戻しいたします。
※当該事業利用料以外の診察料などがかかります。

■準備物

①**昼食**…実施施設でも用意できますが、金額など実施施設によって異なります。事前にご確認ください。
②**着替え一式、バスタオルなど**
③**薬**……かかりつけの医療機関等で出されているものがあれば持参してください。

●利用前の医療機関での診察（下記の利用手順2）の時には、**利用申請書**、保険証、印鑑 などが必要となります。
●利用申請書は、町福祉保健課窓口、実施施設、保育所、幼稚園、等に備えています。また、町ホームページからも印刷できます。

利用手順

1 空き状況の確認・予約
前日または当日、電話などで利用を希望する実施施設へ直接お問い合わせください。

➡ **2 利用前診察**
前日または当日、かかりつけ医等で受診し、利用申請書の医師記入欄に**「保育可能確認」**を記入してもらってください。
※利用前診察は、徳島赤十字乳児院を除き、実施施設でも受けることができます。
※当該事業利用料以外の診察料などがかかります。

➡ **3 サービスの利用**
当日、実施施設へ利用申請書を提出し、サービスを受けてください。

➡ **4 利用料金の支払い**
当日、サービス終了後、お子さんを迎えにきた時にお支払いください。

利用上の注意
① 利用に際しては、実施施設からの指示を必ずお守りください。
② 保育中に病状に変化があった場合、サービスを中止し、お迎えをお願いすることがあります。
③ 土曜日に利用する場合は、できるだけ金曜日のうちに実施施設へ予約してください。
④ 利用をキャンセルする場合は、お早めに実施施設まで連絡してください。

●お問い合わせ●　上板町役場　福祉保健課　☎694－6810

地域障がい者パソコン講座

身体および精神障がい者・難病等障がい者の方を対象とした講座

Windows10の基本・インターネットの基本と活用方法などを楽しく学べます。

■日　　時　令和２年９月４日～令和３年２月５日
（全21回）　毎週金曜日　13:00～16:00
■場　　所　福祉ホームリズム　２Ｆ
地域交流スペース
（板野郡藍住町矢上字安任 56 －５）
■費　　用　無料
■募集定員　10人
■締め切り　令和２年８月28日（金）

知的障がい者の方を対象にした講座

パソコンを使った名刺やシールなどの製作や、インターネットを安全に楽しく学べる内容をご用意しています。

■日　　時　令和２年７月25日～令和２年８月29日
（全６回）　毎週土曜日　10:00～12:00
■場　　所　福祉ホームリズム　２Ｆ
地域交流スペース
（板野郡藍住町矢上字安任 56 －５）
■費　　用　無料
■募集定員　７人
■締め切り　令和２年７月17日（金）

地域パソコン講座日程表【板野郡】

月	日	曜日	対象	コース名
7月	25日	土曜	●知的	全６回 Windows10 パソコンの操作とインターネット 【パソコンのいろんな機能を使って楽しみながら学びます】
8月	1日			
	8日			
	15日			
	22日			
	29日			

月	日	曜日	対象	コース名
9月	4日	金曜	●身体・精神・難病	１コース　２回 パソコンの基本 【基本的な操作をしながらパソコンの用語を知り慣れよう】
	11日			
	18日			
	25日			２コース　５回 インターネット 【グーグルを使ってインターネットを楽しもう】
10月	2日			
	9日			
	16日			
	23日			３コース　４回 画　像　加　工 【写真を撮って編集や加工】
	30日			
11月	6日			
	13日			
	20日			４コース　５回 Ｗ　ｏ　ｒ　ｄ 【カレンダーや年賀状など作成】
	27日			
12月	4日			
	11日			
	18日			
1月	8日			５コース　３回 動　画　作　成 【好きな写真を使って動画を作ってみよう】
	15日			
	22日			
	29日			６コース　２回 ま　と　め 【ふりかえりと復習】
2月	5日			

【板野郡 全27回】

●知的（６回：土曜日）
10:00 ～ 12:00　２時間／回
会場：福祉ホームリズム　2F 地域交流スペース
（板野郡藍住町矢上字安任 56-5）
定員：７人

●身体・精神・難病（21回：金曜日）
13:00 ～ 16:00　３時間／回
会場：福祉ホームリズム　2F 地域交流スペース
（板野郡藍住町矢上字安任 56-5）
定員：10人

※新型コロナウイルス感染症の状況により、予定変更させていただく場合がございます。

【お申込み・お問い合わせ】
障がい者生活支援センター　凌雲
TEL 088－693－1117
FAX 088－692－6776
E-mail:support@selp-harmony.com

寄せ植え教室参加者の募集

観葉植物は、手入れも簡単で、リラクゼーション効果もあります。おしゃれに飾って、お部屋に癒やしの空間を作ってみませんか？ウッドの鉢で、観葉植物を使った寄せ植え教室を開催します。

■日　時
6月24日　水曜日
13時30分～

■場所・お問い合わせ
馬道会館
☎694－4868
上板町西分字原渕18番地2

■申し込み締め切り
6月19日　金曜日
午後5時まで

■材料代
2、000円

一日行政相談所開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあっせんを行います。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

■開　設　日
6月17日(水)

■開設時間
午後1時30分～午後3時30分

■開設場所
上板町老人福祉センター

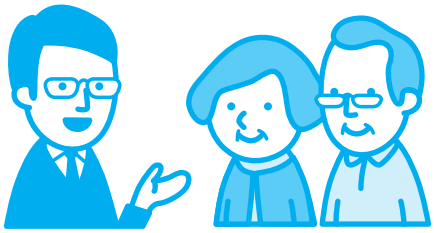

町民の皆さまへお願い

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、感染された方々やその家族、感染が多数発生している地域にお住まいの方々、医療従事者やその家族、外国籍の方等に対して、電話やインターネットへの書込等による誹謗中傷等の人権侵害、県外ナンバーの車両に対する危険運転にあたる事象が発生しております。

しかし、新型コロナウイルス感染症に関する不当な差別、偏見、いじめ、ＳＮＳ等における誹謗中傷等は許されるものではありません。

町民の皆さまには、新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報をご確認いただき、人権侵害につながることのないよう、冷静な行動をお願いします。

新型コロナウイルス感染症等についての人権相談窓口は、左記の窓口をご利用ください。

人権相談窓口

●みんなの人権１１０番
電話　０５７０－００３－１１０
受付　平日午前８時30分から午後５時15分まで

●子どもの人権１１０番
電話　０１２０－００７－１１０
受付　平日午前８時30分から午後５時15分まで

●女性の人権ホットライン
電話　０５７０－０７０－８１０
受付　平日午前８時30分から午後５時15分まで

●外国語人権相談ダイヤル
電話　０５７０－０９０９１１
受付　平日午前９時から午後５時まで

上板町消費生活相談窓口からのお知らせ

新型コロナウィルス関連消費者トラブル

2020年1月より、全国の消費生活センター等に多く寄せられた新型コロナウィルスに関連した消費生活相談を一部ご紹介します。

●マスク関連の相談

マスクの品不足や高価格に関する相談、ネット通販で商品が届かない、注文した覚えのないマスクが届いた。

●イベントのキャンセル料等に関する相談

旅行・宿泊関連や結婚式場等で、感染予防を理由にキャンセルをしたところ、規約通りのキャンセル料を請求された。

●コロナウィルスに便乗した悪質商法

「マスクを無料送付する」等の悪質なメールや、「ウィルス検査をする」「10万円給付金の代理をする」といった手口で個人情報・口座番号等を詐取しようとするケースや、消毒液等の悪質な訪問販売。

上記以外にも様々な相談が寄せられていますが、今後もコロナウィルスに関連した消費者トラブルにはご注意いただき、少しでも不安や不審に感じたらお早めにご相談ください。

※対応中の場合もありますので、来庁前にお電話にてご連絡ください。

◆上板町消費生活相談窓口
☎694－6816　秘密厳守・相談無料
受付　平日9時～16時30分
（土・日・祝・年末年始を除く）

ひとり悩まず『あい』に相談してみませんか

上板町子ども・若者相談支援センター『あい』は、
さまざまな悩みをお持ちの子ども・若者（概ね39歳まで）とその保護者の方などがご相談いただける場所です。
どんな悩みもじっくりお聞きし、一緒に解決方法を探します。
ひとりで（家庭内で）抱え込まずに、まずはご相談ください。

『あい』のご利用案内

●場　所
上板町ふれあいセンター２階
上板町役場より西へ300メートル
上板町商工会西隣

●受付時間
月曜日～金曜日　９時～17時
（土・日・祝日は休み）

☆相談は、電話相談と来所（面接）相談があります。
- これまでの経緯や現状についてお聴きし、今後のことを一緒に考えます。
- 定期的に来ていただいて継続してご相談をお受けします。
- 相談者に適した相談窓口や、利用できるサービスの情報をご紹介し、おつなぎします。
- 必要に応じて訪問支援もおこないます。

☆相談は無料です。秘密は厳守します。
匿名でも大丈夫ですので、どうぞお気軽にご相談ください。

電話相談
《受付時間》月曜日 から 金曜日
午前９時から12時まで
午後１時から５時まで
《電話番号》６３７－６００６

来所（面接）相談
《予約方法》（事前予約）
まずは電話で相談し、来所（面接）相談の予約をしてからお越しください。
《場所》ふれあいセンター２階
『あい』相談室

相談したいけど、平日は時間がとれない・・・

平日の利用が難しい方には、
毎月　第４土曜日の午後７時から午後９時まで
『あい』で電話相談及び来所（面接）相談を受け付けています。
※来所（面接）相談の場合は、事前に電話予約をしてからお越しください。

６月の相談日は、
６月27日（土）です。
お気軽にお電話、来所ください。

町営住宅入居者募集

1 募集団地

○神宅団地　6戸
○横関団地　4戸
○八坂団地　2戸
○東光団地　1戸
○青木団地　2戸

2 入居者資格

（上板町営住宅管理条例第六条に該当すること）

① 町内に住所又は勤務場所を有すること。
② 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
③ 一定の収入があり、町税等の滞納がないこと。
④ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

3 申込み方法

町営住宅入居申込書に必要書類を添えて、役場環境保全課に提出してください。
（申込書は役場環境保全課窓口にあります。）

4 募集期間

令和2年6月1日(月)～6月12日(金)
※土日祝祭日除く
午前8時30分から午後5時まで　※随時受付

5 入居の選考

上板町営住宅管理条例に基づき入居資格等の審査で入居者を決定する。

6 入居時期

入居決定日から約2ヶ月後の予定

● お問い合わせ ●　上板町役場　環境保全課　☎694－6813

環境保全課からのお願い

ごみ収集事業維持のため、新型コロナウイルスなどの感染症に関する家庭ごみの対策について以下の事項にご注意ください。

1 分別ルールや収集日を守る
作業員がルール違反のごみを仕分ける際のリスクが減ります。

2 使用済みマスクやティッシュは小分けの袋に入れて捨てる
ごみ袋から外に飛び出しにくくなります。

3 飲料の空き容器の飲み口はしっかり洗う
回収時に作業員が触ることがあります。

4 ごみ袋の口はしっかり縛る
中身が飛び出たごみを作業員が集めることがあります。

新型コロナウイルスなどの感染症対策としての ご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『**ごみの捨て方**』に沿って、「**ごみに直接触れない**」「**ごみ袋はしっかりしばって封をする**」そして「**ごみを捨てた後は手を洗う**」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせます。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。

②マスク等のごみに直接触れることがないようしっかりしばります。

③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。

※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

・『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウィルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
・ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。

環境省公式HP

環境省

生ごみ処理容器等でごみの減量化に取り組みませんか

生ごみの減量化及び資源化を推進するため、**家庭用生ごみ処理容器等の購入に補助金制度**を設けておりますのでご活用ください。
詳細は、町ＨＰをご覧いただくか環境保全課へお問い合わせください。

補助金額　補助対象経費は処理機等本体の購入価格です。
運搬費や設置費等は補助対象外です。

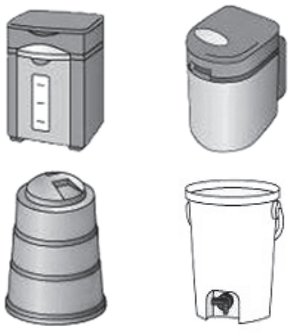

①生ごみ処理容器（例：コンポスト・EM菌等使用容器）
購入価格の２分の１以内の額で、３,０００円を限度。

②電気式生ごみ処理機（例：乾燥式・バイオ式）
購入価格の２分の１以内の額で、２５,０００円を限度。

※電話予約制度を導入しました。お電話一本で予約受付致します。

※補助金の交付は１世帯につき１回限りで、生ごみ処理容器又は電気式生ごみ処理機のどちらか１台となります。
（但し、補助金交付日から生ごみ処理容器は3年、電気式生ごみ処理機は5年、経過していればこの限りではない。）

※**先着順に受け付け、補助台数に達し次第、締め切り**となりますので**補助金希望の方は事前に環境保全課へお問い合わせください。**

手続き方法などお問い合わせ　上板町役場　環境保全課　☎694－6813

大型ごみの「ふれあい回収」について

上板町では、環境保全・地域福祉施策として**大型ごみの「ふれあい回収」**を実施しています。

■「ふれあい回収」とは

現在、高齢化社会への移行と住宅事情の変化や核家族化の進行に伴い、高齢者や障害者で、大型ごみを決められた場所まで持ち出すことが困難な方々が増えてきています。

上板町では、大型ごみの回収は原則として「リサイクルセンター」で決められた日時に行っていますが、自らが上記場所まで大型ごみを持ち出すことが出来ない方々を対象に、大型ごみを排出者宅前まで直接回収しに行くサービスを実施します。

■対象品目

左記の6品目を除く家庭で不要となった大型ごみ
テレビ・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン・パソコン
※個別の品目については、家庭ごみ分別マニュアルを参照してください。

■対象世帯

次のいずれかに該当し、かつ、親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難である者
① 70歳以上のみの世帯
② 心身に障害のある方が同居している世帯（身体障害者手帳1・2級、療育手帳Ａ1・Ａ2、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護認定区分4・5が対象となります。）

■申し込み方法

① 申込書に必要事項を記入し、役場環境保全課に提出する。
② 役場環境保全課窓口で直接申し込む。
③ 役場環境保全課に電話で申し込む。
※申込書は、役場環境保全課窓口に備え付けてあります。

■引取日時

日程調整を行い決定します。

■注意事項

① 大型ごみ1品について、大型ごみシールが1枚必要です。10枚セット1,０００円で環境保全課で販売していますので、事前にお買い求めください。
② 引き取り時は、必ず在宅していてください。留守の場合は引き取りできません。
③ 大型ごみは、申込世帯の方で玄関先まで出しておいてください。
都合により搬出できない場合は、職員が持ち出す時に立ち会ってください。
④ 引き取りするごみは大型ごみだけとさせていただきます。（家庭ごみ、資源ごみの回収はいたしません。）
⑤ 荒天時は、引き取りの日時を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。
⑥ 対象世帯が、年度内に申込みできる回数は1回までとし、1回の申込みで引取りできる大型ごみの数は20品までとさせていただきます。

※その他不明な点につきましては、上板町役場　環境保全課　TEL694－6813　FAX694－5903にお問い合わせください。

1．家庭系可燃ごみ量

令和元年度にご家庭から排出された可燃ごみ量は約 2,132㌧で、前年度と比べ排出量は約６㌧、率にして約 0.3％減少し、１人１日当たりの家庭系可燃ごみの排出量は、令和元年度は 486㌘で、前年度より約４㌘増加しました。

町民皆様は、なお一層の「ごみ分別」にご協力ください。

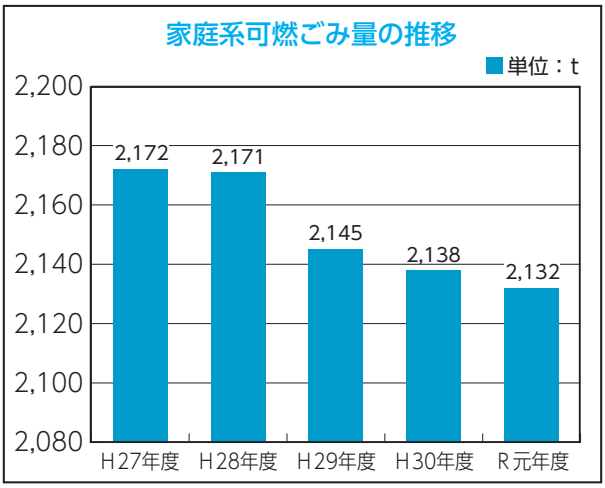

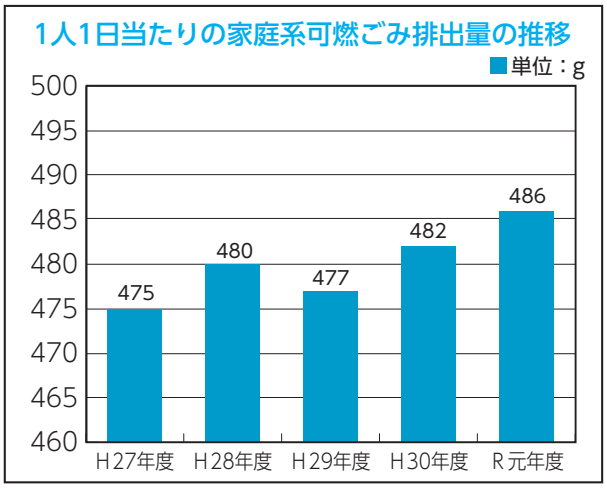

2．事業系可燃ごみ量

令和元年度に事業所から排出された可燃ごみ量は約 1,090㌧で、前年度と比べ　排出量は約 20㌧、率にして約 1.8％減少しました。１人１日当たりの事業系可燃ごみの排出量は 248㌘で前年度より約２グラム減少しましたが、平成 30 年度の一般廃棄物処理実態調査では、１人１日当たりの事業系ごみ排出量の徳島県平均値は 245㌘となっており、本町はこの数値を上回っています。

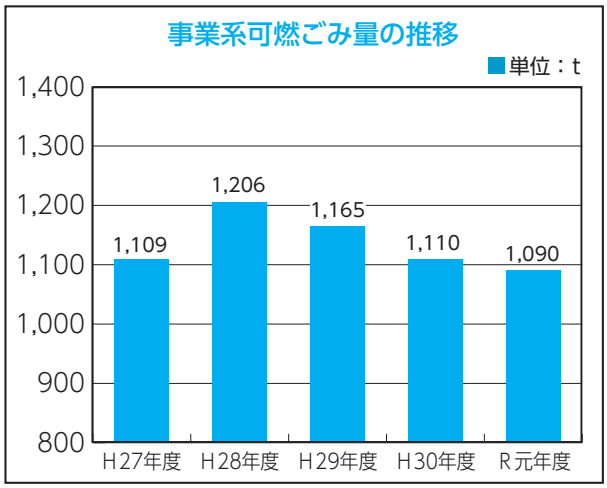

3．事業者の皆様へ

町内の事業所から排出された可燃ごみは中央広域環境施設組合（構成市町は上板町・板野町・吉野川市・阿波市）の処理施設に搬入し処理されており、組合負担金の負担割合は、平成 26 年度から家庭系と事業系を併せたごみの搬入量が反映されています。

事業者の皆様におかれましては、負担金削減のため引き続き事業系廃棄物の減量化及び再資源化の推進にご協力をお願いします。

上板町役場　環境保全課　☎ 694 － 6813

合併処理浄化槽の普及促進に向け、支援を強化しています。

合併処理浄化槽への転換

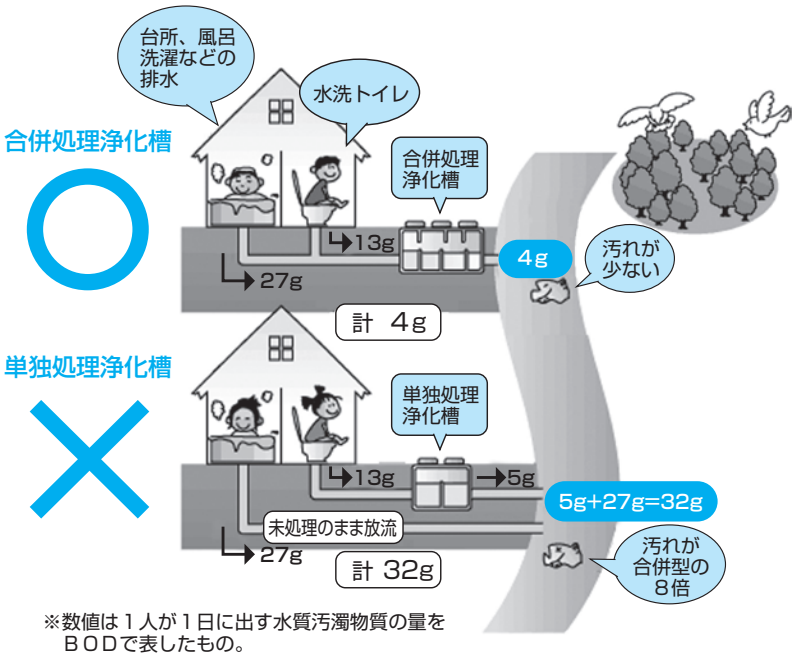

※数値は１人が１日に出す水質汚濁物質の量をＢＯＤで表したもの。

単独処理浄化槽や汲取り槽は、トイレの排水対策として有効ですが、台所、浴室、洗面所等の排水を浄化することはできません。

合併処理浄化槽は、下水道のような大規模生活排水処理施設と比べ、短期間で設置でき処理能力も有しているので、河川や水路の水質保全をはじめ、快適な生活環境を実現するための有効手段です。

町では、農業集落排水事業区域を除き、合併処理浄化槽への転換を推進しています。

なお、浄化槽法の改正により、平成13年４月からは浄化槽設置の際には、原則合併処理浄化槽が義務づけられ、既に設置されている単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換に努めることとなっています。

合併処理浄化槽設置補助

町では、生活排水対策として、町外から転入し、新たに合併処理浄化槽を設置した方（新設）、及び単独処理浄化槽や汲取り槽から合併処理浄化槽へ切り替えられる方（転換）に対して、補助金を交付しています。

なお、単独処理浄化槽及び汲取り槽を全撤去した場合、下記のとおり撤去費用についても補助を実施しています。

本町の「汚水処理人口普及率」の向上を図るためにも、補助制度を活用し、合併処理浄化槽への転換を進めましょう。

●合併処理浄化槽設置補助

人　槽	新設（補助限度額）	転換（補助限度額）
５人槽	169,000 円	332,000 円
７人槽	207,000 円	414,000 円
10 人槽	276,000 円	548,000 円

●撤去費補助

区　分	補助限度額
単独槽撤去	90,000 円
汲取り槽撤去	90,000 円

◎受付期間：令和２年４月１日 ～ 令和２年１１月３０日

※なお、補助予定基数に達した場合は、受付期間の終了日前でも受付を締め切る場合があります。

詳細については、上板町役場　環境保全課（☎694－6813）までお問い合わせください。

防災ＢＯＸ設置のお知らせ

震度５弱以上の地震の揺れを感知すると自動で解錠し、内部に収納している鍵を取り出し可能な防災ＢＯＸを町内の小・中学校すべての体育館正面出入口付近に設置しました。

▼防災ＢＯＸ内には、体育館の鍵と防災倉庫の鍵が入っています。

●鍵の取り出し手順

1 地震を感知し自動解錠後も変化はない

2 保護カバーを上げる

3 ハンドルを引き上げる

4 右へ回し手前に引く

5 鍵を取り出す
ライトは取り外し可能

【大切なこと】

地震の際は避難所開設をする前に施設の安全点検をまず実施します。

職員や施設管理者で安全点検を実施しますが、到着に時間を要する場合も考えられます。その際には、**防災倉庫内に安全点検チェックリストと避難所運営マニュアルを用意**していますから、その場に居合わせた人で体育館の安全点検ができるようにしています。

避難者は避難所開設準備が整うまで待機します。

災害への事前準備をしましょう

自助 ～自分の身は自分で守る～

地域の災害リスクや避難所・避難経路の確認

●ハザードマップの確認、住居周辺の確認

徳島県総合地図提供システム
徳島　総合地図　検索

ハザードマップポータルサイト（国土交通省）
ハザードマップ　ポータル　検索

●災害時の安否確認手段の確保
すだちくんメールを活用してください。
(https://s.ourtokushima.jp/)

自宅の災害対策

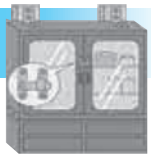

●住宅の耐震化
●家具の転倒防止や窓ガラスの飛散防止

非常持出袋や個人備蓄の準備

最低限の非常持出品チェックリスト☑	
★衛生用品	□ 体温計 □ マスク □ 消毒液
食料品	□ 飲料水 □ 非常用食料 □ ミルク・ほ乳びん（乳児用）
医薬品	□ お薬手帳（コピー） □ 常備薬
貴重品	□ 健康保険証・免許証（コピー） □ 現金（小銭）
生活用品	□ ビニールシート □ タオル、衣類 □ マッチ・ろうそく・ライター □ ビニールシート袋、ごみ袋 □ 紙おむつ・おしりふき
避難用品	□ 携帯用ラジオ □ 懐中電灯 □ 予備電池・携帯用充電器

避難の際は、新型コロナウイルス感染症対策も忘れずに！

お問い合わせ　上板町役場　企画防災課　☎694－6824

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

「密閉」「密集」「密接」しない！

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意！

他の人と
十分な距離を取る！

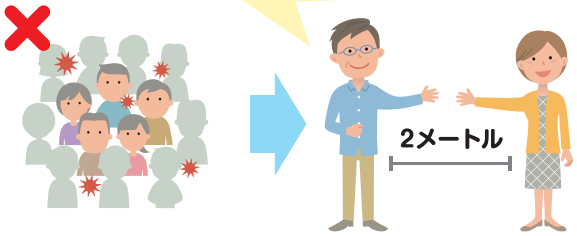

窓やドアを開け
こまめに換気を！

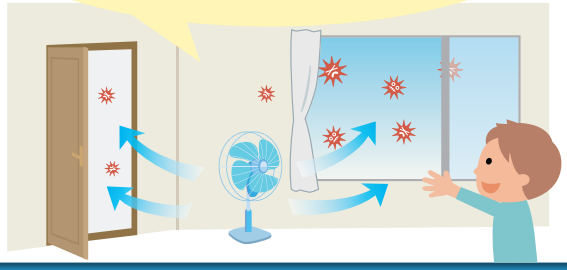

会話をするときは
マスクをつけましょう！

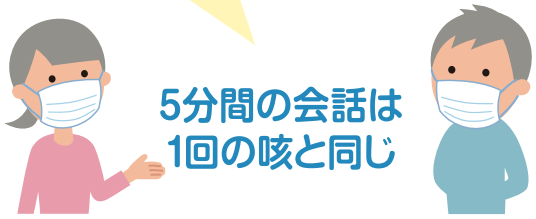

5分間の会話は
1回の咳と同じ

飲食店でも距離を取りましょう！

- 多人数での会食は避ける
- 隣と一つ飛ばしに座る
- 互い違いに座る

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan　厚生労働省

厚労省　コロナ　検索

■厚生労働省フリーダイヤル

0120-565653

6月は土砂災害防止月間です！

技の館正面玄関横に、土砂災害警戒区域等を明示した現地表示板があります。

本町にある土砂災害警戒区域や指定緊急避難場所等を表示しており、町民の皆さまはもとより、技の館への来館者や周辺の観光客にお知らせすることで、安全・安心につながることが期待されます。

令和2年4月 お誕生おめでとう

■神宅　切原　武範・美里　女の子　瑚杏（こな）
■七條　清原　慶太・友花　男の子　大知（だいち）
■七條　川上　透・由華　男の子　夏輝（なつき）
■引野　本浄　隆大・敦子　女の子　里奈（りな）

板野町文化の館図書館 開館情報

新型コロナウイルス感染拡大防止のため部分開館などの対応が行われております。最新の情報は、板野町文化の館のお知らせ（QRコード）をご確認ください。

■お問い合わせ
板野町文化の館図書館
☎088－672－5888

学校給食センター 給食レシピ

上板町学校給食献立の中から、人気献立のレシピを紹介します。

令和2年2月21日（金）
- ごはん
- 牛乳
- とり肉のねぎソース和え
- 柚子香和え
- ひじきと大豆の炒め煮

鶏肉のねぎソースあえ

材料（分量4人分）

鶏もも肉	260g
酒	小さじ1
おろししょうが	適量
片栗粉	適量
濃口しょうゆ	大さじ1と1/2
酒	小さじ1と1/2
みりん	小さじ1と1/2
砂糖	大さじ1と1/2
水	小さじ2
葉ねぎ	20g

作り方

① 鶏肉に酒としょうがをもみ込んでおく。
② タレの調味料を合わせて沸かし、最後にねぎを一煮立ちさせて火を止める。
③ ①の鶏肉に片栗粉をまぶして油で揚げ、②をからめる。

ひと口メモ

＊タレをからめる時は、お肉かタレのどちらかが温かいことがポイントです。しっかり味がしみこみます。
＊ご家庭で作る時は、タレを沸かす時にねぎを入れるのではなく、出来上がりに振りかけてもよいでしょう。

柚子香あえ

材料（分量4人分）

キャベツ	160g
にんじん	40g
こまつな	20g
ゆず酢	小さじ2
酢	小さじ1
砂糖	大さじ2
薄口しょうゆ	小さじ2
いりごま	小さじ1
すりごま	小さじ1

作り方

① 野菜をそれぞれ食べやすい大きさに切り、ゆでる。
② タレの調味料を合わせて沸かし、最後にゆず酢を加えて火を止める。
③ ①と②とごまを混ぜ合わせる。

ひと口メモ

＊使う野菜は季節の野菜を使うとよいでしょう。
＊面倒なようですが、1度野菜を量ってみてください。これでひとり55gの野菜が摂取できます。1日の摂取基準350gの目安となるでしょう。

※上記の分量は、給食での小学校3・4年生の分量をもとにご家庭向きに加減しております。
これを目安に、お好みに合わせてアレンジしていただけたらと思います。
ご家庭で少量の調味液を沸かす場合は、小さな器で電子レンジを活用されるとよいと思います。

■発行と編集／徳島県板野郡上板町役場　上板町広報編集委員会　☎088－694－6824　令和2年6月1日発行　印刷／(協)徳島印刷センター